平成２３年（フ）第９２８号
愛知県東海市富木島町長田98番地　山中コーポ３Ａ号
債務者　渡邉　久成
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２００号
名古屋市千種区今池３丁目12番13号　シャルム今池502号
債務者　宅間　勝也
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７５号
福岡県築上郡築上町大字坂本288番地１
債務者　末吉　　明
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第７８８号
宮城県多賀城市高崎１丁目８番３号　グリーンシティ戸枝101号、従前の住所宮城県石巻市明神町１丁目２番43号
債務者　阿部　麒市
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７８９号
宮城県多賀城市高崎１丁目８番３号　グリーンシティ戸枝101号、従前の住所宮城県石巻市明神町１丁目２番43号
債務者　阿部　啓子
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８０３号
仙台市青葉区国見ケ丘２丁目31番地の18
債務者　高林由起江
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８５１号
仙台市宮城野区鶴ケ谷６丁目３番地　市営住宅４Ｂ６棟８号
債務者　佐々木尚之
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１８８号
福島県二本松市中里133番地30、従前の住所福島県須賀川市栄町160番地６
債務者　佐久間弘次
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１９３号
福島市五老内町７番９号　マイコーポ
債務者　三村　佳江
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第４４３号
茨城県ひたちなか市松戸町２丁目12番１―304号　市営松戸アパート
債務者　鈴木　未幸
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４６０号
茨城県常陸大宮市野上2175番地
債務者　圷　　忠秋
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４８４号
茨城県水戸市元吉田町913番地の１　アークヒルズ元吉田305号
債務者　清水　洋子
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第５８号
千葉県茂原市押日650番地22　サンロジュマン緑ヶ丘101号
債務者　米澤　史恵（旧姓蔵持）
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第６４号
千葉県長生郡長柄町国府里139番地７
債務者　高吉　晴美
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第６６号
千葉県茂原市本納2519番地　第３岡本ハイツ202号
債務者　螺良　秀行
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第７３号
千葉県茂原市下永吉494番地１　ライオンズマンション茂原第２―503
債務者　長縄　弘一
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第７４号
千葉県茂原市下永吉2684番地２
債務者　岩田　勝秀
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係